

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第8回）

日時：平成22年11月12日
場所：総務省第1会議室

【逢坂座長】 皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、ただいまから第8回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会を開催いたします。

まず、検討会に先立ちまして、私から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。ご案内のとおり、9月に第2次菅内閣がスタートいたしまして、私、総務大臣政務官を拝命いたしました逢坂誠二でございます。前任の小川政務官から引き継ぎまして、こちらの座長を務めさせていただくことになりました。皆様にはこれから非常に世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ご案内の方も多いかと思いますけれども、私自身、自治体の現場で仕事をいたしておりまして、消防の関係も一緒に仕事をさせていただいた経験がございます。そうした中で消防職員のあり方について、皆様とともに一緒に考えてまいりたいと思っておりますし、この検討会で出されました結論につきましては、公務員制度改革全体の文脈の中でまた適切に考えていきたいなと思っているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速中身に入ってまいりたいと思いますが、前回第7回の検討会におきまして、「消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点」を提示したところでございます。これに沿って専門的かつ第三者的な立場から考え方を整理するため、ワーキンググループが設置されました。本日は、本ワーキンググループにおいて取りまとめられた考え方を、ワーキンググループの主査である辻座長代理からご説明をいただき、これを踏まえて検討会としての報告書の取りまとめに向けての議論をお願いしたいと考えております。

それでは、まず、辻座長代理から、ワーキンググループとしての考え方についてご説明をお願いいたします。

【辻座長代理】 辻でございます。ワーキンググループは、専門的かつ第三者的な立場から、今まで3回、9月27日、10月13日、10月29日にわたって検討を行いました、ワーキンググループとしての考え方をまとめました。開催時間、かなり夜にずれ込んで

で予想以上に時間を費やすなど、かなり各委員の皆さんには活発にご議論いただきまして、改めてこの場で感謝申し上げたいと思います。

それでは、資料1、ワーキンググループの考え方につきまして、少し時間はかかりますが、大事なところは読みながら正確にお話しできればと思っております。

それでは、めくっていただきまして、まず1ページ目、検討に当たってということで、今回は、この検討会を進めるに当たりまして、消防職員の団結権のあり方につきまして、2つの観点から、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の観点から検討を重ねてきました。検討会では、これまで7回検討を行ってきました、消防本部における現地視察及び消防職員との意見交換や、地方公共団体の当局や労働団体など10の関係団体からヒアリングを行いました。これらを踏まえまして、第7回検討会におきまして、専門的かつ第三者的立場から検討を行うための本ワーキンググループが設置されることになりました。このワーキンググループに与えられた課題というのは、第7回検討会で提示されました「主要な論点」（別添資料2）になりますが、これに沿って考え方を整理していくということであります、これまでの経緯や検討会における議論も踏まえて検討を行いました。

これまでの経緯と検討の視点につきましては、特に日本の消防職員の団結権のあり方につきましては、これまで文字どおり国内外で長年議論をされてきました。これは（別添資料3）にあるとおりでありまして、概略は以下に記載のとおりです。ここについては省略をさせていただきまして、2ページ目、（2）の検討の視点をごらんください。

今までの経緯の中で、消防職員の団結権が認められていない理由につきましては、以下の2点に大別できます。1つは、日本の消防は、警察と同様の使命・任務を持っていると考えられてきたこと。もう1点は、消防職員の団結権を回復することにより、以下のようないくつかの課題・懸念が生じるのではないかと考えられてきたこと。それは、1番目は、職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないか。それから、2番目、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないか。3番目は、消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないかということです。

本ワーキンググループ開始に当たりまして、本検討会設置以前の議論を振り返りますと、①の面に関しては、消防と警察の具体的な活動内容等の違いについての検討を十分に行ってこなかったのではないか。②の点に関しましては、こうした懸念に関して、団結権を回復する場合の具体的な制度のあり方についての検討を行ってこなかったのではないかという問題意識から、こうした以下の検討を試みることにしたということあります。

消防と警察の観点につきましては、3ページ目の中ごろを見てください。まず、基本的な認識として、消防と警察の共通点ということにつきましては、国民の生命、身体及び財産の保護や公共の秩序の維持という同様の目的をもち、お互いに補完し合う関係にあると。これは同様であると。それから、3つ目の〇、消防職員及び警察職員は、その職責上、国民の生命、財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負うものであり、とりわけ厳しい服務規律を維持することが必要であるという点。こういう点を考えますと、日本の消防は、直ちに警察と性質が異なるものとは言えないという点については認識はこれまでと同じです。

しかし、同時に相違点もありますて、目的は同様ですが、それを達成するための具体的な活動内容については相違点があると。それは最後の〇のところになりますが、個人の身体等に対する直接的な強制力を行使することを活動内容としている点は、消防と大きく異なるのではないか。警察には、こうした活動のため、逮捕権をはじめとする捜査のために必要な様々な権限が認められているほか、必要と認められる範囲で武器を使用する権限も認められていると指摘しています。

他方、消防は、火災をはじめとした災害等から国民を守ることが主な活動内容となっている点。さらに、4ページの最初の〇で、警察に関しましては、国の公安に係る騒乱、災害、重大なテロなどの緊急の事態の際には、国がその事態の收拾について直接にその責任を負う必要があると。このため、緊急事態に際して治安維持のために特に必要があるときには、警察法第6章の規定に基づき、緊急事態の布告を発して内閣総理大臣が直接に警察組織を統制することもできる。警察は、このような責務を有する組織であると位置付けられている点が、消防と異なると言えるのではないかということです。

この点から、本ワーキンググループとしましては、もともとありました一つの観点、労働基本権を最大限尊重するという立場から、我が国の立法政策として、消防職員の団結権のあり方のみを検討する余地があるのではないかと考えます。なお、そうはいっても、消防職員について団結権のあり方を検討するとした場合においても、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が必要であることには変わりがなく、課題や懸念事項に十分配意することが必要であります。

そこで、ここの段階で団結権のあり方のみを検討するという余地を開き、問題の懸案事項・課題についてどう考えるかというのが（2）以降のところになります。

このことにつきましては、まず、本検討会でも検討しました諸外国の状況につきまして

改めて確認をしまして、消防職員に団結権が認められていない国というのは、調査対象国中、ブラジル、韓国、タイの3カ国でありました。ブラジルについては、消防職員は軍人であるため団結権が認められていない。韓国及びタイについては、そもそも ILO 第 87 号条約を批准していないという状況にありました。

もう一つ大きな観点は、5ページ目、本土復帰前の沖縄の状況でありまして、本土復帰前の沖縄は、消防職員を含む市町村職員には、民間労働者と同じ労働法制が適用されていたため、団結権、団体交渉権、争議権が認められていたということでした。こうした諸外国の状況や本土復帰前の沖縄の状況を見る限りにおいては、団結権が認められていることにより、消防業務に現実に支障が生じているかどうかまでは確認することができなかったということです。

そこで、このことについてより議論を深めるために、団結権を回復する場合の制度のあり方について具体的なパターンを挙げて検討するというところで、4以降のところになります。この部分については、6ページの冒頭を見ていただきたいんですが、検討会における議論の過程において、団結権の回復のあり方については、さまざまな意見・イメージが各委員から示されました。これらの意見を参考としながら、「主要な論点」で示したケースを踏まえて団結権を回復する場合のパターンを整理すれば、大きく次の3つに集約されるものと考えられます。

パターンAというのは、団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行う。パターンBは、団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。パターンCは、団結権を回復し、当局との交渉も協議も行わないという3つのパターンであります。

以下、パターンごとにそれぞれ制度の具体的なあり方を検討していく場合に考えられるものにつきまして、制度論にとどまらず、実態面・運用面において考えられるものまで含めて幅広く抽出したというのが、6ページ中ごろ以降のパターンごとの考え方になっていきます。それぞれ最初に、制度の概要、それから、趣旨を書いていまして、その次にそれぞれのパターンの検討課題、問題点を書きまして、それに対する対応策を書くという順番になっております。

まず、パターンAなんですが、これについては、さらに2つのパターンに分かれます。1つは、パターンA-1の団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行うというものです。簡潔に言いますと、消防職員と一般行政職員と全く同じ制度にするという

もので、地方公務員法第52条第5項を改正し、「及び消防職員」という部分を削ると。そして、地公法第55条に規定されたルールに基づいて当局と交渉をするというものです。第55条に規定されたルールについては以下のとおりです。

この趣旨としては、7ページにいきまして、一般行政職員において既に実施されている制度であり、運用に関する前例を参考にすることができるというものです。

これに対して、いわゆる課題に相当するものなんですが、検討課題で指摘されていた団結権の回復に伴う課題・懸案事項が顕在化するおそれがあるというものであります。これは繰り返しになりますが、職員間に対抗関係を生じさせることにより、指揮命令系統や部隊内の信頼関係に影響を与えるおそれがあるというものでしたが、これらの課題・懸念については、現行法令を遵守し、適切な制度の運用を図るよう通知等を発することにより、対応することができるのではないかと考えられます。

それから、7ページの最後のほうにいきまして、一般行政職員の当局と交渉のあり方については、協約締結権の付与も含めて公務員制度改革において検討されていることから、その検討結果により、消防職員に導入される制度について、別途の検討が必要になる可能性があるということがあります。これについては、公務員制度改革の内容を十分踏まえた上で、あわせて検討することが適当であるということになります。

もう一つ、このパターンA-2というものがありまして、これも基本的には団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行うというのですが、この場合に関して、ただし、消防職員に法律上の特例を設けるというものでした。基本的には、やはり第52条の第5項を改正し、地公法第55条に基づいて交渉するんですが、あわせて、下記のような特例のルールに基づいて当局と交渉するということになります。これがその下に(1)、(2)と書かれているようなものになります。

これは検討会でもありました、こういう団結権の回復に伴う課題・懸念につきまして、対応策を法律上の特例として規定することにより軽減できるのではないかというのが、このA-2の発想になります。しかし、この部分に対する課題としては、こういう法律上の特例については、基本的には現行法制度を的確に運用することで足りる事項ではないかと考える考え方があります。

それから、9ページにいきまして、冒頭の○になります。「災害時の出動」といった、いわば消防職員にとって当然の責務について法律により担保することは、かえって消防職員の士気に悪影響があるのではないかというふうに考えられる点もあります。これに対しま

して、通知を発出することによりまして、結局団結権の回復に伴う課題・懸念事項に対応するということは、結果的にはパターンA－1と相違ないことにならないかという見方があり得るということが考えられます。これがパターンのA－2です。

続きまして、パターンB－1ですね。これは、団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築するというものです。B－1のほうは、これも2つに分かれまして、委員の半数を当局が指名し、残りの半数について職員の団体が直接指名するというものです。制度の概要としては、法律上、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする消防職員独自の団体、ここでは「消防職員団体」としますが、この結成について規定します。法律上、当局との交渉に至らない形で、消防職員団体側の職員と地方公共団体の当局側の職員とが集まり、協議をする仕組み（「消防職員勤務条件委員会」）について規定をするというやり方になります。

これは制度の趣旨としましては、○の2番目、新たな協議の仕組みの導入に当たって、これまで実施してきた消防職員委員会の運用実績を参考にすることができるのではないかというのが、一つのこの考え方の発想になります。

しかし、これに対する検討課題としましては、10ページのところの冒頭になりますが、消防職員団体が市町村長や消防長に対して要望書の手交や当局との話し合いなどを求めてきた場合に、事実上の交渉が行われるおそれがあるのではないか。また、交渉にかわる協議の仕組みという新たな制度を導入することになるから、具体的な制度設計については、さらなる検討が必要となると。検討を要する事項については、その下の3つの・になります。

このパターンBのほうのもう一つ、B－2のパターンなんですが、これは、団結権を回復し、当局との交渉にかわる協議の仕組みを構築するということは同じなんですが、こちらは、委員を当局が任命し、その半数については職員の団体の推薦に基づくものとすることで、違いは委員の任命の方法の仕方ということになります。したがいまして、制度の概要、それから、趣旨、検討課題等は、基本的にB－1と同じということになります。ですから、あくまでも団体の推薦に基づいて当局が任命するか、あくまでも職員の団体が直接指名するかの違いということになります。

それから、パターンCですが、これが11ページになります。これは団結権を回復し、当局との交渉も協議も行わないというものです。この概要としましては、法律上、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする消防職員独自の団体、ここも（「消防職員団体」）と

しますが、この結成について規定します。地方公務員法第56条を準用することによりまして、不利益取扱いを受けることが禁止されるということがあります、それから、12ページにいきまして、法人格付与法を改正することにより、消防職員団体として法人格を取得することができるということになります。

この趣旨としましては、交渉や協議を行わない以上、当局側と職員側の対抗関係が生じないことが期待できるのではないかというのがこの制度の趣旨になります。しかし、検討課題といたしましては、勤務条件の維持改善を図る手続が法律上制度化していないということになりますので、法律上のルールが適用されない事実上の交渉が行われることも想定されることがあります。

このパターンCにつきましては、もともと第7回の検討会におきまして、菅家委員から、現行の職員団体の解釈を変更することによって、団結権を認めることができないかという問題提起がありまして、そこから触発されて出たパターンであるのですが、この地方公務員法上の団結権の考え方ということにつきましては、○に書いていますとおり、地公法の第52条第2項により、消防職員は同条第1項の職員団体の結成または加入できないということ。それから、地公法第55条は、職員団体が交渉を行うことを前提とした条文になっていることから、解釈の変更によりのみ団結権を認めるということは困難であるという前提があります。これを意図しながら、法的な手当てが最低限必要で、その法的な手当てを講じることによりできたのがこのパターンCということになります。

以上、考えますと、今の制度のあり方につきまして、消防職員の現在の状況を基準として、現状に近いところから考えますと、団結権のみのパターンCが最初にあって、その次に団結権+協議の仕組みのパターンBがあり、それから、団結権+当局との交渉というパターンAがあるという、逆にした3つの分類になりますと、これは別添図を参照ということになります。

これを考える上で、別途、留意事項として、13ページ以降、関連する制度上の論点について記述しております。まず、団体の構成員についてですが、パターンB-1、パターンB-2及びパターンCを採用する場合には、消防職員は職員団体とは別の団体を結成することになるため、一般行政職員と混在した団体の結成を行うことはできることになるということです。

それから、2番目に、パターンA-2を採用する場合につきましては、原則として、一般行政職員と混在した団体の結成も可能ですが、特例のあり方によっては、消防職

員独自の団体のみを結成できる制度を導入するということも考えられるということになります。

それから、パターンA－1を採用する場合には、一般行政職員と混在した団体を結成することになるということです。

それから、14ページにいきまして、今ある消防職員委員会の取扱いについてですが、パターンA－1、パターンA－2、パターンB－1及びパターンB－2を採用する場合につきましては、消防職員委員会制度は廃止することが適當であるということになります。パターンCを採用する場合には、具体的に勤務条件の維持改善を図るための手続が法律上制度化されていないことから、存置することも考えられるということになります。

それから、このほかの論点としまして、在籍専従制度に関する点、この点について、その中ごろに記述してあります。

それから、14ページの(4)、団結権に代えて消防職員委員会制度を改善することについてとして、検討会におきましては、消防職員委員会制度を改善する方向で検討すべきとの意見もあったというふうに記述をしております。具体的な制度のあり方についても、下記のような改善例が考えられるということで、14ページから15ページにかけて記述をしております。

それから、15ページの5のほうにいきまして、制度化する場合の留意事項という形で以下の点を指摘しています。

まず第1に、どの制度を選択する場合でも、労使双方による適切な制度運用に向けた努力が不可欠であるという点。それから、消防と地域住民との間の信頼関係を確保するためにも、制度の適切な運用は不可欠であるということ。

それから、公務員制度改革との関連から、消防職員の団結権に係る制度を具体化する場合には、一般行政職員の労働基本権に関する制度改正の内容を十分に踏まえた上で、併せて検討することが適切であるという点。

そのほか、円滑な制度実施に向けての研修その他準備期間に関する点。それから、消防職員の給料表の取扱いに関する点。それから、消防団との関係に関する点ということを記述しています。

そして最後に、消防職員の団結権についての方向性ということで、16ページのところに記載しております。本ワーキンググループには、第7回検討会で提示された「主要な論点」に沿って考え方を整理していくことが求められていたと。こうした中で、3では、諸

外国の状況や本土復帰前の沖縄の状況を可能な範囲で調査したが、これによる限りでは、団結権が認められることにより、消防業務への支障があったか否かまでは確認することはできなかった。また、4では、団結権を回復する場合の制度のあり方について、具体的なパターンを整理して検討したと。

4で示した各パターンについては、それぞれに一長一短がありますが、いずれのパターンにおいても、団結権を回復する場合に考えられる課題や懸念に対して、一定の対応策を含めた制度のあり方を提示しており、その具体化を追究していくに値するものである。

団結権を回復するか否かについては、今後、政府において検討の上、最終的に決定されるべきものであるが、ワーキンググループとしては、団結権を回復する場合の制度設計に資する提示はできたものと考えると。

政府における検討に当たっては、日本の消防の使命を踏まえ、行政サービスの向上につながるよう、また、消防に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意して、公務員制度改革の状況も踏まえた検討を行うことが求められると。

なお、どのような制度を採用する場合であっても、国民、住民から支持されるためには、労使双方による適切な制度運用に向けた努力が不可欠であるというのが本ワーキンググループとしての方向性の部分であります。

以上です。

【逢坂座長】 はい。辻座長代理、ほんとうにありがとうございます。大変難しい課題につきまして、専門的かつ第三者的な立場から非常に貴重なご議論をいただきて、ただいま報告をいただいたところであります。冒頭に、辻座長代理からも話がありました、ワーキンググループでも、今夜の会議のように夜遅くに及ぶというようなこともあったそうでございますけれども、ほんとうにありがとうございました。

また、冒頭に申し述べればよかったですけれども、きょうの会議も大変遅い時間になりました、委員の先生方にはほんとうにご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいま辻座長代理から話のありました考え方を踏まえまして、検討会としての取りまとめについて、皆様からご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいいたします。それでは、菅家委員。

【菅家委員】 1点ちょっと確認させていただきたい点があるんですけど、まず、さきの内閣改造によって、総務大臣が原口さんから片山さんに代わった。また、総務大臣政務

官の小川さんがおやめになって、今度、逢坂政務官がこの検討会の座長になられたということであります、そもそもこの検討会というのは、原口大臣の指示によって設置をされたわけでありまして、さらに、小川政務官が座長として7回に及ぶ検討会を開催されて、我々各委員においても議論を深めてきたと、このように認識しておるわけでありますが、そういう経緯があるわけなんですが、お二人がかわったという段階で、まず、この検討会の存在意義といいますかね、このお二人がおやめになってかわってしまった。座長も、これ、突然かわってしまって、今まで議論してきた、最終的な方向性を決めるのに、やっぱり前の方だとその辺の議論、認識されている中で、最終的な座長の判断だと思うんですけども、若干その辺が私、不安に感じているんですけども、そもそも論になるんですけども、本来こういうふうに代わった段階で、この検討会がほんとうに最終局面を迎えてメンバーがチェンジされたということで、ほんとうにいい議論ができるのかって不安なんですが、その辺の、何といいますか、お考えといいますか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

【逢坂座長】 この件につきましては、小川前座長からも、これまでの議論を踏まえて引き続き継続して検討をお願いしたいと、私自身は引き継ぎを受けております。加えまして、これは政権が代わったということではなくて、同じ政権の中での議論であるということ、それから、これまでいろいろ議論をしてきた内閣としてのある種の継続性というものも考えてみれば、従前議論されていたことを私自身も引き継いで、最終ゴールに向かってまいりたいというふうに、座長としては考えているところであります。

【菅家委員】 もう一回いいですか。そこで、一つ確認なんですけれども、当然今までの、そのワーキンググループの考え方方が示されたわけです。それに至るまで我々何度も議論をしたり、国民的議論をしたり、そういう経過があるわけなんですけれども、当然ながら最終的な方向性においても、そういった今までの議論を尊重してほしいし、当然ながら国民的な視点での議論をして、そういう視点に立って、当然ながらそれを尊重して、最終的な報告に取り組んでいくべきだと思うんですが、この辺についての、そういう考え方でよろしいのかどうかの確認ですが、いかがでしょうか。

【逢坂座長】 座長としては、これまでの議論を全くリセットして無視をして新たなことをやるということではなくて、今、私のこの机の上にも上がっておりますけれども、これまでの議論の蓄積を踏まえて最終ゴールに向かっていきたいなと思っております。

【菅家委員】 はい、わかりました。

それでは、それを踏まえていろいろご意見を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、ワーキンググループの辻先生はじめ、皆様方に大変精力的なご検討をいただきたことに、まず、感謝、御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ご説明を踏まえて何点か、私なりに論点を整理してちょっと資料としてお渡ししましたので、それを踏まえてちょっといろいろご意見を申し上げてみたいと思うんですが。

まず、総論的に率直に申し上げて、この検討会の対象範囲、これは何かということになるわけですが、これまでの議論の中で、この会議の前の座長でありました小川政務官は、この会議の直接の対象は、狭い意味の団結権について検討するもので、団体交渉権は直接の対象としないと、このように明言されたと思います。ですから、そういう視点に立てば、残念ながらこの報告書を見る限り、論点のペーパーはありますけれども、検討会の報告としては若干、完全に行き過ぎだ、このように思わざるを得ない面が実はあります。

次に、この報告を受けて、当検討会としてこれからどう議論をしていくかでありますけれども、この報告書をもとに検討会として整理をしていく方向で検討していくということをまず前提にして、個別の点について幾つかご意見を申し上げたいと、このように思うわけでございます。

きちっと資料として自分なりの論点を整理して、文書にいたしましたので、これを踏まえてご意見を申し上げたいと思うわけでありますが、まず、3ページの下から2つ目の○の消防と警察の相違点、これについてでございますけれども、まず、私も資料に書かせてもらいましたけれども、消防と警察の違いが大きく異なると、殊さらに違いを取り上げようとしている感じがしますね。消防も大地震や大災害への対応、あるいは救急業務など、国民の生命、身体及び財産の保護、公共の秩序の維持という目的そのものは警察と同じであるわけで、国民目線では日常の生活そのものの場合について警察と消防をどうして分けるのかというのが理解できないですね。

それを踏まえて、4ページの上から2つ目の団結権のあり方の検討についてなんですが、労働基本権を最大限尊重するという観点は、これは警察も同じでありますから、労働基本権を最大限尊重する観点から、消防職員の団結権のみを検討する余地があるとするのは、これは書き過ぎなのではないかと、このように思うわけでございます。

4ページの上から3つ目の○の懸念への配慮についてなんですが、これもやっぱり、国民の安全・安心への懸念、消防団との連携や信頼関係への懸念をやはり加えるべきだと、

このように思うんですね。

この論点は何度も検討会で議論をした点だと思うんです。つまり、警察も消防も、国民の生命、身体、財産を保護するということでは共通しているわけなんですね。当然ながら、具体的な活動内容は、これは警察と消防ですから異なるのは当たり前であってね、目的は同じなんですね。ですから、この相違点だけで、活動の内容が異なるからといって、これが消防職員の団結権のあり方のみを検討する余地があるということにはつながらないわけですね。その根拠の一つに消防団があるわけです。警察と消防の違いは、消防団と、常備消防と非常備消防が一体となって消防活動を行っているわけなんですね。そこの消防団員の信頼を損ねるというのが今までの大きな議論だったわけですね。その辺の議論なしに、この活動の相違だけをもってこの消防職員の団結権のあり方を検討する余地があるというのは、これは今までの議論からすると、私は非常に心外としか言いようがないですね。

例えば会津若松市の例をとって、じゃあ、現状はどうなっているかといいますと、会津若松市の救急業務の出動件数は4,377件、これは火災を除いてです。会津若松警察署の刑法犯1年間の出動は1,509件ですから。つまり、救急業務は国民の生命を守るために極めて重要な業務なんですね。ですから、そこに消防団という民間の団体と一体となってやっているということのほうが、極めて重要な論点だと思うんですね。ですから、私としては、ここにまず根拠性である、まず、ここに書いてありますように、4ページの上から2つ目の○は、これはちょっと書き過ぎというか、やっぱり削除すべきなのではないかと、このように思わさせていただいているところであります。

それから、次は、5ページの上から7つ目の○の争議権についてであります。この記述に争議権、協約締結権は検討の対象外であり、こうした前提にした記述にすべきだと。これは今までこういう議論はしてこないんですね。当然団体交渉権も直接の検討ではないとしていたので、やはり交渉を含まない団結権のみについて検討を加えると、このように私はすべきなのではないかと、このように思うわけでございます。つまり、この検討会では、団結権を付与するかどうかの議論であると理解しているわけで、協約締結権も含めて、そもそも検討の対象外であるはずですから、そうしたこと前提にした記述にすべきであると、このように思います。ということだけは申し上げておきたいと思うんですね。

次は、5ページの4の団結権回復のあり方のパターンですね。これ、ここに書いてありますように、まず、A、B、Cも、団結権を回復というのが前提に全部パターン化されている。だけど、今までの議論の中で、団結権そのものに対して、今のような懸念、意見が

あったわけですよ。激論してきたわけですよ。ですから、当然ながら現行のままというのも、当然ながらパターンを設けるべきだと思し、表題が団結権回復のあり方というね、パターンとする。これでと、団結権を回復するという、もう回復するありきのパターンというのは、今までの議論からするとおかしい。ですから、団結権のあり方と団結権回復のあり方のパターンに私はすべきだと思うんですね。ですから、パターンの検討は、現在の消防の状況を基準としたパターンの順に私はすべきだ。

例えばパターンのAは、現状のままだ。パターンのBは、私は何度も提案をさせていただいたい団結権回復にかえて消防職員委員会制度の改善という、いろいろこの項目に入っていますが、しっかりとパターンの中に私は入れるべきだ。これがA、Bですね。で、パターンCから、団体交渉権を含まない団結権の回復が次にくる。その中で幾つかのパターンをしっかりと私は示すべきなのである。これが今まで平行線で議論をしてきた、こっちの議論が反映されていないというのは、私からすれば非常に不満だと思うんですね。そういうふうにやはり見直しをしてほしい。

ですから、仮に団体交渉権までのパターンを示すのであれば、これはあくまでも参考に留めるべきだ。それは今までの根拠性もそうだし、議論のあり方としてもきちっとそういうふうに整理をしてほしいと。その上でそれぞれの検討課題であったり、懸念を具体的に示すべきだと、このように思うわけであります。

なお、懸念に対する対応策が示されておりますが、これ、果たして通知等でほんとうに国民や消防団の懸念が払拭されるのかというのは、これは甚だ疑問だと思いますので、例えばこうした対応も考えられるが、課題・懸念の払拭の対策、制度の措置を講ずることが前提というような記述が適當なのではないかと提案を申し上げたいと思います。

次に、14ページの在籍専従制度ですね。これも仮に団結権の付与という場合でも、消防職員に認めるかどうかというのは、これはちょっと慎重に検討すべき中身であって、このようにもう認めることを前提に書き込んであるということは、これは適當ではないと、これは強く申し上げておきたいと思うんですね。

それから、ここにはありませんが、15ページの④消防職員の給料表等についても、これ、説明を受けましたけれども、団結権が与えられてないので、そういう手当をしていくわけですよね。団結権を与えたならばいいんですという、この議論も何度もしているのにも、こういう形でここに書き込むというのも、あくまでこれは強引なやり方、偏っているというふうにしか言わざるを得ないですね。

次に、16ページの方向性、今のような懸念が払拭されない以上、やっぱり今まで議論してきて、こっち側の見方、あっち側の見方、両方あったわけですから、これはきっちと両論的に記述してほしいと、記述するのが適当である。私は何度もそういうふうに強く申し上げてきて、それを取りまとめるのが事務局の役割だということを申し上げたわけですから、今までの議論をしっかりと、やはりこういう考え方、ああいう考え方ときちつと示してほしい。例えば、ここにあります政府において検討する場合の記述ですね。これは課題・懸念の払拭が前提であり、国民が納得し、受け入れられることが前提でありますから、国民的議論が必要、これは記述に盛り込んでほしいと、このように思います。

最後になりますが、17ページの別添図ですね。別添図についても、先ほどのパターンで述べたように、やっぱり現状の維持であり、団結権の消防委員制度があり、次のパターンCが、今度順序がA、B、Cが逆になっているので、今のような考え方で修正をして並べるべきであろうと思うし、そして、課題・懸念・効果も、それぞれのパターンごとに記述することがよりわかりやすいのではないか。団体交渉権のパターンは、これはあくまで参考とすべきであって、協約締結権の部分は、これはもう検討対象外ですね。あることから、これは削除すべきだと。これは今までの議論の中で一回も議論もなっていませんし、これは全然、今まで一回も議論してきたことない中身が唐突に出ていると言わざるを得ないんで、ここは削除をすべきであるというふうに、きっちと私なりの考えを申し上げましたので、ぜひご検討賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【逢坂座長】 大変精力的に貴重なご意見をありがとうございます。また、ペーパーまでお出しをいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、ほかの方、ご意見ございますでしょうか。

【木村委員】 今のあれにコメントされたほうでいいですね。

【逢坂座長】 それでは、先に、よろしいですか。それでは、辻先生。

【辻座長代理】 私のほうから、このワーキンググループをまとめた立場として、この報告書の意図としてはこういうことでしたということを幾つか説明できればと思います。

大体この意見書、これに即してコメントさせていただきますと、まずは、最初の消防と警察の相違点ということなんですが、これはもともとこの中では大前提として3ページのところに、かねてから主張していますように、消防と警察も共通点があるんだということは大前提で述べております。それから、相違点があることも言っていますが、同時に、しかし、警察職員と同じような迅速果敢な部隊活動や厳正な規律と統制のとれる必要があつ

て、したがって、課題や懸念があるんだと。その課題や懸念をこの後4ページ以降、さらに分析していくんだという観点になっていまして、ここで言っているのは、要するに、警察と全く同じだから、警察の法的考え方を考えない限り、団結権も認められないというような議論に対しては、その検討する余地はありますよということを述べて、しかし、それはやはり同じような活動をしている側面もあって、それに対してはそういう懸念事項・課題がないように、この先、検討できないかという形で、このことについて後をつなげているというやり方になっていまして、したがって、あくまでもここ全体のワーキンググループのまとめとしては、共通点と相違点があるんだと。それに即して懸念事項を丹念に整備していくんだということになっているということです。

それから、この③の、この懸念への配慮というところなんですが、これは強く警察との関係の観点から出ていることについて、十分に配意することが必要であるということから、こここの文章のところではこういう記述になっているんじゃないかなと思います。

それから、④の指摘の3番目の○のところにつきましては、これはあくまでも沖縄の本土復帰前の状況につきまして、事実を述べているだけであります。で、これを踏まえまして、この5ページの4の団結権回復のあり方というところに、改めて書いてまして、消防職員がストライキを行うことにより、住民生活の安心・安全が脅かされることから、争議権は認められるべきではないとのコンセンサスが得られたところであります。以下においては、争議権は検討の対象から外しているということになつていて、こここの部分としては、この検討会としては、あくまでも団結権、それから、一番最初の、論点整理にあったと思いますが、この団結権を議論する範囲で付随的に出てくる交渉権に関する部分、この部分についてあらかじめ整理のところでこの検討会の中で議論していくということになつていますので、交渉権についても言及をしているという形になつております。

それから、⑤の団結権回復のパターンについてなんですが、これは先ほど言いましたように、あくまでも課題や懸念を払拭するために、じゃあ、仮に団結権を回復したらどういう制度があるかということについて3つのパターンで考えたということなんですね。だから、この部分については、あくまでも団結権を回復した場合における課題や懸念を払拭するために、どういう制度設計が可能かということを3つのパターンについて考えて、具体的に検討してみたということで、この3つになつていてということなんですね。

ちなみに、こここの、先ほど問題になつていてA、B、Cありましたよね。それについては、ワーキンググループでも全く同じ意見がありまして、逆に、現状からすると、CをA

にして、菅家委員の言われていることとちょっとずれていますけど、ずれているというのは、順番については、この団結権だけのほうをAにしたほうが、現況から近いんでいいんじゃないいかという議論がワーキンググループでもあって、そこで議論もしたんですが、結局パターンCは、非常に今の制度を原形にするとわかりやすいんですが、団結権だけあって一切交渉権もないというのは、通常ちょっと想定しづらいというのがあって、普通にいけば、今、非現業と同じような体制というのが一番連想しやすいんで、最初のパターンはこの順番でA、B、Cと書かせていただいて、しかし、現況を基準に整理すると、今、菅家委員が指摘されたように、逆にCから整理したほうが整理しやすいという議論があった上で、この順番になって落ちついたということになっております。

それから、⑥の在籍専従の制度についてなんですが、この部分については、この報告書の中でも慎重に言及しております、もともと現行制度を前提にして認めることになると、最長7年まで認めるというふうには書いておりますが、しかし、その後で緊急時の出動を前提とした職務に従事する職員であることだと、長期にわたり本来の職務から外れる場合には技能や体力の水準が低下するおそれがあることから、十分に留意する必要があるということを言っています。それから、パターンB-1、パターンB-2、Cについては置く必要があるかどうかも含めて、もともと検討を行う必要があるということで、全体としては慎重に議論をするという前提で記述がなされていると思います。

それから、最後の⑦のコメントです。P16の6の方向性に関する記述ですが、この記述では、いろいろこの部分についてはかなり慎重に議論をしまして、基本的に言えることを着実に書くということになっています。それで、先ほど課題に対する懸念の払拭対策等もありますが、これについては、⑥の16ページの3番目の○のところにありますが、4で示した各パターンには、やはり一長一短があるというふうに記述しています、それぞれ利点と課題もあるんだということは、記述としてはここに置いて考えていますということはこの中でも言っています。

ただ、言える範囲のことでのことまでは言えると。もっと明確に方向性を示すべきではないかという議論も中にはありました、しかし、現段階で言えることとしては、ここで書いていることではないかということで、この記述になっていまして、国民的議論ということに関して言いますと、国民の信頼を損なうことのないよう十分留意してということを書いていますし、あわせて、公務員制度改革の状況も踏まえて検討を行うということで、

この公務員制度改革の議論を行うとき、言うまでもなく、これは大きな改革になりますので、これは国民的議論におそらくなりますので、事実上この記述の中でも、菅家委員の言おうとしていることは織り込まれているのではないかと思います。

それから、別添図ですね。別添図につきましては、これは考えを整理する上で、結局このパターンA、B、Cを挟む形で現況、この現況は消防職員委員会になって、この消防職員委員会制度を改善していくということが、この中ではもしかすると見づらいかもしれません、これと、それと、逆に、民間の通常の労働法制という中で対比する形で、中立の立場からこの図は図としてまとめさせていただいていたというのが、このまとめた当事者として、とりあえず今、これについて思いついたことをコメントさせていただきました。

以上です。

【菅家委員】 はい、座長。

【逢坂座長】 どうぞ、菅家委員。

【菅家委員】 座長も苦労されてまとめられたということで、非常にわかるんですけども、消防と警察の連携は、かなりこういう記述は誤解を招く。論点の中で極めて論点で、ずっと今まで議論してきた中身ですから、どう考えてもここは整合性とれないですね。ですから、議論のあるところですね、申し上げましたように。ですから、ここは、私が申し上げたように、きっちとこの取り扱いは慎重にね、表現も含めて考えていただかなくちゃならない。ここはもうずっと平行線できたわけですから。だから、もう平行線、私なりにここはもう最初から、なぜ警察だけがよくて、消防なのかというのは、もう最初の検討会で私は議論してきているわけですね。ですから、警察は残して、消防だけがそのというのはいかがなものかというのを議論してきたわけですから、ここはちゃんとその議論を尊重して、必ずこういう、こういうありきだって、私、そうではないという、これは、逆に消防のほうが国民の生命を守るために重要だというのを一貫として申し上げてきているわけですから、ここはダメですよ、そういうことではダメですね。

それから、パターンもそうですね。ですから、現状……。

【逢坂座長】 菅家委員、同じ意見を繰り返し述べるということ、意見の主張はわかりましたので、繰り返しではなくて、新たな論点を、もしもあるのであればお教えいただければ、それは議論にプラスになるかと思います。

【菅家委員】 それは今、議論の中で、今、答弁というか、ご意見があつたものですから、議論ですからね。だから、重要な論点、私なりにそういうふうに見直ししてくれとい

うふうにお願いをしている。座長のもとでしっかりと私、申し上げた中身を、当然ながらこの検討会のあり方の中でしっかりとね、検討して盛り込んでほしいというふうに、逆にお願いをして、どうですか。

【逢坂座長】 ご意見ですので、もし新たな論点があれば、さらにお出しをいただいてぶつけ合うというのが建設的かと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【菅家委員】 はい、座長。であるならば、今ほどの議論ですから、重要なことですよね。つまり、今ほどの説明では、パターンは、一つのパターンだと言っても、一つの図式になれば誤解されるわけですね。ですから、この図の1にしっかりと、私も何度も提案した、団結権なしでも消防職員委員会制度がある現状がある。現状から、そういうやっぱりわかりやすい議論の中の図式というか、そういったものをお願いしたいというふうに申し上げたわけでありますから、その辺でまたいろいろご意見ありましたけれども、そういう取り扱いで対応していただきたい、強くお願いをしておきます。

【逢坂座長】 はい、どうぞ。

【迫委員】 菅家さんの後に発言するのはあれですけど。

時計の針を戻すわけじゃないんですけども、当事者として、今回のワーキンググループの皆さんのもとめについては、委員の皆様の意見を段階的に酌んで作成していただいておりますので、当事者としては評価しています。

それと、菅家さんのご意見について少し意見を述べたいのは、消防と警察の違いについて議論をやってきて、労使の意見対立となってしまったからこそ、ワーキンググループができたと認識しています。先ほど菅家委員は、「会津若松市での救急が約4,300件、警防が出たのが約1,500件であり、消防の方が国民生活により重要な存在である。また消防団と連携し活動しているという事実が、消防と警察の違いを議論する上で、非常に重要な論点である」とおっしゃいました。しかし常備消防における救急業務は、消防独自の業務であり、消防団は全く行いません。したがって、消防と警察の違いについて議論するにあたって、消防団とのかかわり合いについては違う議論であると思います。

もう一つ、消防という行政が警察の範疇にあったのは当然ご存じであって、戦前はそうであったため、警察の色が濃いというのは間違いないと思います。ただ、独立して分離した時点で権力行政とサービス行政になったという議論もこれまでの検討会で行ってきました。菅家委員のようなご意見も確かにそうだと思うますが、当事者としては、全国の消防職員と全国の警察職員に、君たちは警察と消防は一緒だと思うかと、一緒という気がある

かというお話をした場合、双方とも違うと言うと思います。私自身も違うと思います。

それと、消防団とのかかわり合いについて、団結権というその制度ができたら、団結権のせいで消防団とのかかわり合いが悪くなるのかというご意見ですけれども、実は、消防団といった組織というのは諸外国にもあります。また、日本の消防団というのは古い歴史を持っていますが、消防団員には団結権を持っている方がいっぱいおられます。昔は商売をされたり、農業をされておった方が多かったと思うんですけれども、今は大規模化して、中には公務員とか、サラリーマンの方が消防団員となっているのが今の現状です。そういう意味でも、民間で団結権を持たれて消防団員となっている方に対し、私たち消防職員が団結権を求めている意味を理解してもらうということを総合的にやっていけば、懸念事項は払拭できるものだと確信しています。いろんなご意見があると思いますけれども、今回、当事者として、三浦局長さんもおられますけれども、消防職員の当事者の現場で働く者の代表としては、今回のワーキンググループの報告については評価しております。

以上です。

【菅家委員】　　はい、座長。

【逢坂座長】　　それじゃあ、多くの方からご発言いただきたいと思いますので、岡本委員。

【岡本委員】　　辻座長代理はじめ、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

菅家委員に申し上げたいのですが、まず、なぜワーキンググループができ上がったということを考えていただきたい。我々団結権を回復してほしいという側から言えば、「回復すべき」とは書き切っていただいているところもあり、不十分だという思いもあるわけです。だけど、菅家先生と私も含めですが、このようなやりとりが6回続いてきたから、前的小川座長がワーキンググループという形で、第三者の目で一度考えていただいたらどうかという裁きになったというか、配慮になったことを考えれば、迫さんも言われましたが、時計の針を逆に戻すということは、私は避けるべきではないかと思います。

菅家さんの言われるご主張もわかりますが、もし、仮に菅家さんがそうご主張されるならば、私も、それから、多分私だけじゃない、迫さんも一緒だと思いますが、改めてまた時計の針を逆に戻して同じことを述べるということになるのではないかと思います。それでは、今までずっと6回も、7回も続けてきた議論、それから、ワーキンググループで大変ご厄介になった各先生方のご議論も無にすることになるのではないかと思いますので、改めてこのワーキンググループの文書の取り扱いについては、私は尊重していくべきでは

ないかと思いますので、よろしくお願ひします。

【菅家委員】 はい、座長。

【逢坂座長】 最初に多くの方からご意見を伺いたいと思いますので、時間も限りがございますので、そのほかの方、いらっしゃいますか、ご発言、どうぞ。三浦委員。

【三浦委員】 基本的には、私も菅家委員と同じ考え方なんです。というのは、今までの大きなポイントであったのが、1つは、警察と消防との関係、政府が警察と同じだから認めてこなかったということと、そして、これは、我々、消防を管理する者から一番大きな課題なんですけれども、労使の対抗関係、これの及ぼす影響、これがどうなんだと。この2点が一番大きな問題で、警察との関係については、立法政策という新たな考え方で、いわゆる政治的な判断ともいうんですか、立法政策として消防職員に団結権を議論することもいいだろうという、何かよくわからないんですが、そういうことをおっしゃっている。で、我々消防側からすると、一番重要なこういう仕組みができ上がったときの労使の対抗関係が、危機対応を使命としている職場の中にふさわしいのかどうなのかという部分をずっと繰り返し議論してきたわけです。

で、ほんとうにご苦労されたと思いますが、ワーキンググループの中でもそういうことは少し書かれてあるんですけども、残念ながらそれに対する答えというんですか、我々が、ああ、なるほどここまでやれば大丈夫なんだということになるために、これからまだまだ議論しなければならない部分について、このワーキンググループの中にはほとんどそれが書かれておらない。で、その中でいきなり各パターンの議論をされておりますので、これが外へ議論をしていったときに、我々が一番この委員会で気にしておりました、団結権ありきの会議ではないのかという誤解を受けるのではないか。ほんとうに消防にとってこういった仕組みを導入することによってよくなるのか、ならないのかというのをずっと議論してきたわけですので、このワーキンググループの検討会の中でその部分を期待しておったんですけど、パターン別の話は別といたしまして、もっと詳しく分析をされておるのかなと思ったんですが、残念ながら、結局はわからないという結論です。

ですから、そのまでこういう議論を進めていますと、不信感が出てくるんじゃないかな。ですから、最終的な検討会のあり方をどのようにまとめていくのかという部分にもなりますけれども、やはり平行線は平行線だと。議論あるところは議論があるんだというのをきっちりと書いていかないと、ほんとうに誤解を生むと思います。せっかくこれだけの委員の方々が真摯に議論をした部分がだめになると思いますので、やはりきっちりその辺

のところはやっていっていただきたい。

そして、ワーキンググループの考え方という、これはこれで一つのすばらしい踏み込んだ考え方なんですけども、こういう部分については関係団体にもきっちりと説明していかなければならぬのかなと、今後はそのように思っております。

以上です。

【逢坂座長】 はい、ありがとうございます。

そのほかの方、木村委員、どうぞ。

【木村委員】 重なるかもしれませんけれども、基本的にこの検討会が始まった経緯を考えますと、団結権の付与について前向きに検討するんだという受けとめで私は参加をしてございましたし、意見も申し上げてまいりました。で、意見の対立があって、一回、第三者、専門家の方々に専門的な視点から議論をしていただこうということで、このワーキングの報告になったと。それは関係者の専門家の方々のご努力には非常に感謝をしたいと思います。

ただ、迫委員も岡本委員も評価するということをおっしゃいましたけれども、本音から言えば、私とすれば、もう少し絞り込んだ形で、今の非現業ぐらゐの権利は当然付与すべきであるという、こういう結論が出てくるのではないかなど期待をしていたという意味では非常に残念でございます。

で、報告に関する、その個別の話ですが、例えば I L O の条約 80 何号でしつけ。

【迫委員】 7 号ですね。

【木村委員】 87 号ですか。批准して公務員に団結権を与えていながら、職員に団結権を付与していない国というのは、1984 年時点では、日本とガボン、スーダンだけだったけれども、94 年では、ガボン、スーダンは国内法を改正して、今や日本のみというような報告も出ているわけですから、そのようなことも書かれているのかなと思ったら、書かれてなかったとか、ほかにもいっぱい私どもとしても言いたいことはございます。けれども、論理的に、あるいは行政法だと、労働法の観点から、議論をされたということで、私どもとしては、これは尊重したいというふうに考えてございます。

【逢坂座長】 ありがとうございます。

それでは、そのほかご発言されてない委員の方、よろしいですか。荒木委員、下井委員。
それでは、荒木委員、お願いします。

【荒木委員】 私は、労働法の研究者としてワーキンググループにも参加させていただ

きました。辻座長代理からご説明がありましたので、特につけ加えることはないかと思いましたけれども、このパターンについて、団結権の付与に加えて協議とか、トップとの交渉についてまで整理をしているという点について、いろいろ議論がございましたので、その点について、私の認識を補足いたします。今回、別添資料1に検討会における主な意見の2ページ目に前小川座長の認識が書いてあります。検討会の直接の対象は団結権であるが、その延長線上にある団体交渉権、協約締結権等についても議論の対象からは排除しないと書いてあります。

それから、2ページの真ん中よりちょっと下のあたりも、今後の議論のために、団結権を認めない場合、純粹に団結権のみを与えた場合、団体交渉についての現在の一般非現業職員と同じにする場合等々、いろんなパターンについて整理をしたたき台を示すべきではないかと、そういった議論もあったところであります。

そのような中で、今回は、別添資料2、これは第7回検討会と同じ資料だと思いますが、その2ページ目のところで、団結権を回復する場合のあり方について、いろいろパターンがあるだろう、しかし、これについてまだ十分詰めていないので、団結権を回復するといった場合に、それぞれの方が抱いているイメージがばらばらである、そういう中で回復するとかしないとか言っても、必ずしも議論が生産的でない、それについてワーキンググループで詰めてほしいと。そういう議論があってワーキンググループが設けられたと認識しております。

そこで、今回のこのワーキンググループの考え方、5ページ以下も、団結権を回復せよと書いてあるわけではないんですが、回復するあり方をいろいろと検討してみた、それにメリットもあれば、デメリットもあるだろうということで考え方を整理したと。そういう理解の下に参画させていただいたということを補足させていただきます。

【逢坂座長】 ありがとうございます。下井委員、どうぞ。

【下井委員】 私の言いたいことは、ほぼ荒木委員に言われてしまったのですけれども、この報告書の位置づけは、やはりちょっと改めてここで確認しておいたほうがいいのかなと思います。というのは、この報告書を読んでいただければおわかりいただけるかと思うのですが、パターンAからパターンCのどれかにしろとは一言も言っていない。で、今、荒木委員からもお話もありましたけれども、例えばこの報告書の2ページの下のほう、下から2つ目の○で、団結権を回復する場合の具体的な制度のあり方についての検討を行つてこなかったのではないかと考えられるということで、要は、もし仮に団結権を回復した

らどうなるかということが、各委員の念頭にある仕組みが随分と違ったので、で、もし回復するとなったら、どういう制度があり得るかということを一応整理して、それを踏まえて、改めて団結権を回復をすべきかどうかを議論しようという、そういう位置づけだろうと、少なくとも私はそう認識して、このワーキンググループに参加いたしました。

ですから、警察との違いということになると、これは、仮に回復するとしたら、こういうふうな説明になるのかなというような形だと思うのですけれども、少なくとも5ページ以降、荒木委員のおっしゃったことと重なるので、簡潔に申し上げますが、5ページ以降は、もし回復するとなったら、こういうパターンがあり得ると。それを踏まえて、いま一度、団結権を回復するか否かを考えることで、そういう位置づけというふうに私は少なくとも認識しております。したがって、少なくともこれがこの委員会の何らかの意見、答申のたたき台ということには全くならないと思いますし、あくまでも議論の一つの素材というふうに考える、私はそう認識しております。

【逢坂座長】 いろいろご説明をいただきましたが、私も座長としてちょっと未熟なところもあってご迷惑をおかけしておりますけれども、ワーキンググループに与えられた課題というのは、今回の考え方の冒頭、検討に当たっての4つ目の○に書いてあるわけですが、前回の別添資料2ですか、「主要な論点」についてをベースにして、これに沿って考え方を整理していくということだというふうに私自身も認識をしておりますので、その点については、皆さんご異論ないのかなと思っているところであります。

それでは、そのほかご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。はい、菅家委員。

【菅家委員】 先生方の考え、非常に、私もよくご苦労されて、こういう論点で整理されてこられたと思うんですが、こういう形になっちゃうとちょっと誤解されるような、これを見たときの、第三者がですね。そういう思いでまとめられたけれども、結果としてありきというふうになってしまっているふうにどうしても映ってしまって、ですから、先生方、もしも付与したらどうなるのかという論点で議論されてまとめたのが、結果として団結権ありきの結果になってしまふんじやないか。ですから、パターンの中に幾つかの議論のあったものをやはりぜひ包含して、いろんな意見が出された、議論の中の意見を、今、提案させていただいた中身をもって、何といいますかね、取り入れていただきたいというふうに強くお願いをしたいと思いますし。

もう一つは、どうしても、どういうふうにまとめていったらいいのかという論点がご苦労されたのはよくわかるんですけども、今までの議論の中で、右も左も議論をした、平

行線で議論をした中身があれば、そういう議論があったというですね、決して私はこうしようと押しつけるわけじゃなくて、こういう意見もあったと。いわば両論的な併記というか、こういう議論もあったし、こういう議論もあったしというね、それを取りまとめたらこうだ。それはわかりやすく、誤解のないように最終的にはまとめてほしいし、それは国民目線といいますか、国民の議論がちょっと足りないような気がするんです。全然マスコミも取り上げないし、国民の世論の中でも一切出てこないんですね、この議論が。だから、どうもね、国民的な議論が足りないまんま進めているのではないかなという気もするので、そういう視点で議論を、国民的な議論というふうなことが最終的には必要だと、こんなふうに思います。そこを踏まえて、取りまとめをしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

以上であります。

【逢坂座長】 そのほか、きょうのワーキンググループから出された考え方に対するご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

【岡本委員】 この検討会は、団結権についてある一定の指向性といいますか、何らかのことを、立場が違う者が寄ってまとめようということで始まったと思います。もし、菅家委員の言われる如く、自分の意見をずっと貫くということであれば、物事はまとまらないのではないかと私は考えます。私どもの思いとしては、木村委員のほうから本音とすればという話がございましたけれども、これでも随分不十分なものであると思います。国民目線という話もありましたが、私も国民として、決して国民目線は菅家委員だけでは私はないと思いますし、少なくともまとめるという方向で私は議論をすべきではないかと思いますが、よろしくお願いします。

【逢坂座長】 ありがとうございます。

そのほか、きょうの時点でこの考え方に対するご意見、ある方、いらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

【辻座長代理】 全体のこのワーキンググループの考え方のつくり方で誤解があるといけないんですが、まさに、この考え方としては、警察との関係の部分と、それから、先ほど問題になっている課題・懸念、これについてどこまで言えるかということを議論しているんです。だから、それを読まれて、まあ、どこまでこれで言え切ったかどうかというのは、それぞれの評価なので、それは甘んじて受けるんですが、先ほどから問題になっているパターンについては、懸念がないからパターンを出したのではなくて、もともと過去の

事実と世界の事実で検証できるところは検証して、それから、新しく制度をつくるに当たって、仮につくった場合を具体的に想定して、どこまで懸念と課題について対応できるかを検討するためにこの3つのパターン、合計5つのパターンを出しているということなんですね。

だから、ワーキンググループとして、団結権ありきということでこのパターンを出しているのではなくて、あくまでも団結権のあり方を考えるに当たって、その懸念を検討するためにこの3つを出して、その結果、言えることが最後に書かれているというつくりでつくれた、こちら側の意図はあると。それはどこまで十分伝わったかわかりませんが、そのつもりでつくったということはぜひご理解いただければと思います。

以上です。

【逢坂座長】 ありがとうございます。そのほか、ご意見のある方、いらっしゃいますか。はい、どうぞ。

【迫委員】 すいません。菅家さん、質問していいですか、話は少し変わりますが。

【菅家委員】 いいですよ。

【迫委員】 こここの立場というのは、三浦局長さんは使用者側の消防職員として、私は現場で働く消防職員の代表として、菅家さんは首長、自治体の長として参加されていますよね。その会津若松の消防職員に、団結権を回復したと仮定して、実際目で見る、顔の見える消防職員たちを前にして、団結権を回復したときの懸念事項は本当にありますか。都道府県という大きい組織である警察と、市町村という警察よりも顔の見える関係を構築できる消防は全く別のもので、団結権という権利がきたら、すごく仕事をしないとか、言うことを聞かない、職務専念義務も崩壊するのではないかというようなお話みたいに聞こえるんですが、自分の部下である消防職員の顔を見て、団結権が回復されたら信頼関係がなくなると、言うことができますか。私自身消防職員として、分限懲戒がある中で職務専念義務を怠ってまで労働運動などする気持ちもありませんし、もちろんストライキなんていうのは考えも及ばない話です。ただ、今の消防職場はで自己主張ができない職場環境であるという現実があります。そういう環境を変え、民主的で働きやすい職場、住民のための消防行政の向上をめざすためにも団結権が必要なのです。私たち現場で働く消防職員からも政策提言できるようなテーブルをつくって、その中で消防行政の確立の責任を労働者側も持つということは絶対必要なことであると私はそう思っています。現職の市長さんとして、今申し上げた事項についてどのようにお考えでしょうか。すいませんが、こういう

機会はないので、よろしくお願ひします。

【菅家委員】 はい、じゃあ、座長。

【逢坂座長】 はい、どうぞ、菅家委員。

【菅家委員】 私は、市民の生命、財産を守る、これに命をかけて市政をあずかっています。例えば消防一つをとて、あるいは救急もそうですね。やっぱり市民に不安を与えるわけにはいかない。不安ですね。つまり、団結権を持って労使関係になるのが不安につながる。また、消防団も、ご承知のとおりね、隊列訓練やっているわけですよね。彼らはもうボランティアですから、で、一体となって消防業務に携わっている。実は、来月いっぱいまで、もしも犠牲者が出ないと、会津若松市は12万の都市ですけど、3年間連続火災での犠牲者はゼロなんです。これは士気高揚です。私も消防署に伺ってみんなでやろうと。ですから、消防団は「金ばれん」というあの県下一の、今年表彰をもらいました。消防の目的は犠牲者を出さない。これは市民に不安感を与えない。これにもう全力で取り組むのが目的でね。それは信頼関係であり、私は、そういった意味では団結権という問題じゃなくて、消防職員委員会制度まで提案をした。それはそこで対人間関係であり、指揮命令系統であったり、みんなでとにかく来月まで犠牲者を出さないで頑張ろうというね、それがもう目的で、今、動いています。これが達成されれば3年間犠牲者ゼロです。

ですから、私もこれは消防職員と裸でつき合いますし、きっちと目標を持って、そして、おつき合いをさせていただいて、そこで解決できるものは解決するんですよね。でも、目的はやっぱり悪いけども、消防職員の身分を守らなくちゃならない。生命を守らなくちゃなりませんが、やっぱり市民の生命、財産を守るために、悲惨な火災で犠牲者が出て、不幸な家庭に陥れるわけにいけませんから、予防消防に全力でやろうと、そういう信頼関係を消防職員とともに、消防団と連携を図っています。ですから、ここが一番重要なところで、団結権ありきではないと思います。

【迫委員】 ちょっと答えになってないですが。

【逢坂座長】 迫委員、よろしいですか。

【迫委員】 いや、ちょっと待ってください。私が聞いたのは、お気持ちとか、やる気ではなくて、団結権がきて、消防職員と市長さんが労使の関係になったら、信頼関係が失われるんですか。そこを聞きたいんです。

【菅家委員】 はい、座長。きょうも労働組合と団体交渉をやってきたんですね、午前中に。やっぱりね、一職員なんだけど、向かい合って交渉するわけですね、人勧の問題を

きょうやってくるわけですね。そうすると、やっぱりね、何となくね、上意下達じゃないですね、労使交渉ですから。やっぱりふだんの職員業務の中でも、これは若干の、悪いですが、これは現実問題として労使というものになるわけですよね。これは避けられない現実だと、そのように危惧しますね。

【迫委員】 もういいです。

【逢坂座長】 ありがとうございます。木村委員、何かございますか。

【木村委員】 私、何回もこの検討会の場で発言をしている点ですが、私は出身が電力だということを前も申し上げましたけれども、団結権があるから業務に支障があるとか、関係が悪くなるというのは、ちょっと我々としては全然理解ができない点ですね、その部分については。

【逢坂座長】 ありがとうございました。

それでは、多分今、やりとりされた議論というのは、これまでもあったのではないかと、私自身もこれまでの議事録などを見せていただいて、気がするところあります。いずれにいたしましても、ある一定の条件のもとでワーキンググループにいろいろとご検討いただいて、考え方がきょう示されたというところで議論を闘わせていただきました。ありがとうございます。

今後、最終的にこの検討会としてどういうけじめをつけるかというところをしっかりとおかななければいけないと思っております。当然このワーキンググループとしての考え方というものが一つのベースにはなるとは思いますけれども、きょう出された意見、さまざまな意見が出されました。もっと別な意見も書くべきではないかといったようなことも出されたわけでございますけれども、この検討会としてのゴールの向い方というものについて、何かご意見のある方がおられましたら、これまでの議論も踏まえて多少意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段委員の皆様からないようであれば、私から少しお話をさせていただいて構わないでしょうか。

検討会での、私も議事録などを拝見させていただいて、なるほど議論が最終的に一致をしていないという部分もあることも理解をいたしております。だからこそワーキンググループができて、ある一定の考え方というものが出来たというふうに理解をいたしております。さらに、また、この検討会は、当初与えられた課題というのは、結論を、例えば白だ・黒だというふうに結論を出すものだというふうには伺っておりません。最終的に団結

権のあり方について関係者の意見を聞きながら検討を行うというのが、この検討会の趣旨だというふうに理解をいたしておりますので、このきょうの考え方を一つのベースにしながら、この検討会としての最終的な取りまとめ方向へ入る時期ではないかと思っております。したがいまして、もし、委員の皆様のお許しをいただけるのであれば、事務局で最終報告のための（案）をつくって、また皆さんにご議論をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【菅家委員】 ちょっと確認いいですか。

【逢坂座長】 はい、どうぞ。

【菅家委員】 きょうの議論、初めて報告を読ませていただいて、私なりに考え方をまとめて提案をさせていただきました。当然そういったものも踏まえながらというふうにとらえてよろしいのかどうか。そして、最終的に報告にするということで、当然このきょうの議論は検討してもらえると、こういうことでよろしいでしょう。

【逢坂座長】 きょう、菅家委員のお話しされたことを全部入れるとか、入れないとかということは、この段階では言及できるものではありませんけれども、当然さまざまな議論があったわけでございますので、それらを踏まえて、事務局としてある一定の最終報告の（案）をつくらせていただいて、その上でまたご議論いただいて、検討会としての最終的な方向へ向かっていきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、皆さん。はい、木村委員、どうぞ。

【木村委員】 よろしいですか。本日、このワーキンググループの報告について、幾つか我々も言いたいことがあったんですけども、ちょっと議論が沸騰しましたので、別途書面でご提出をさせていただいてよろしいでしょうか。

【逢坂座長】 それでは、ここでの議論も必ずしも十分ではないというところもあるうかと思いますので、私もいろんな検討会や委員会などに入っておりまして、その際にもいろんなご意見を書面でお寄せいただくということも当然あると思っておりますので、もし、きょう言い足りなかったというご意見のある方がおられましたら、それを書面でお出ししていただくことも可としたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【逢坂座長】 よろしいですか。それも、ただ、いつまでもそれをやり続けるということは、これは限界がございますので、ある一定の時期を区切ってお出しをいただいて、それを踏まえて事務局で最終報告の（案）をつくって、そして、また、皆様にご議論いただ

くということでよろしいでしょうか。どうぞ、事務局。

【佐々木公務員部長】 事務局からお願ひいたしましては、できれば1週間ぐらいの期間で提出をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【逢坂座長】 それでは、きょうが11月の12日でございますので、来週の金曜日締め切りということで、ご意見のある方はそれぞれの委員の立場でお出し、よろしいですか、事務局。どうぞ。

【佐々木公務員部長】 それから、きょうご欠席の先生方もおられますので、その先生方にも同じようにお話をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【逢坂座長】 はい。当然その点は皆さんで意見を出すということであれば、欠席の方にも出すのは、私、座長としては筋だと思いますので、それでよろしいですね。はい。

それでは、きょうはほんとうに真摯なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、きょうの考え方のまず取りまとめをいただきました辻座長代理に、あるいはそのワーキンググループのメンバーの皆様にも感謝、改めて申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、また、皆様から追加のご意見をいただいた上で事務局で最終報告の（案）をつくる。そして、それに基づいてご議論をいただいて、この検討会を最終的にゴールへともっていきたいと思います。

それでは、事務局から何か事務連絡等ございますでしょうか。

【植田公務員課長】 ありがとうございました。次回の検討会の日時ですけれども、改めてご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【逢坂座長】 それでは、最後に、改めまして、私からお礼申し上げたと思います。これまで大変真摯なご議論をいただきまして、ここまでいろんなこれまで議論されてこなかったところも議論できたのではないかと思っております。座長として新米で大変未熟ではありますけれども、委員の皆様方にはこれからもさまざまご指導をよろしくお願ひ申し上げまして、きょうの検討会、閉じさせていただきます。ありがとうございます。